

メアリ・リンドン・シャンリー著『フェミニズム、  
結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』 3

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 26-35.

山口志保、山口みどり、吉永圭、石山文彦、河野良継、白石裕子、苑原俊明

ジョージは、シェリダン夫人の所領のうち、キャロラインが父親から得た相続分に発生する生涯権を相続した。そして、今やキャロラインには追加収入があるのだから、別居証書で合意した額を減じると主張した。それに対してキャロラインは、彼女の全ての債権者たちに、ジョージに対して弁済を求めさせるという反撃に出た。ジョージがこれらの債務の履行を拒絶したため、キャロラインが弁済しなかった馬車の修理人は、1853年に彼を訴えた。【以上翻訳：山口志保】

訴訟は別居捺印証書の有効性の問題にかかっていた。証書に署名した際にキャロラインが受けた法的助言は、お粗末なものであった。というのも、カヴァチャーの原則に基づいた確固たるコモンローの規則によると、既婚女性は、夫を共同署名者とするのでなければ契約に署名することはできないと定められていたからである。キャロライン・ノートンは夫ジョージと別居してはいたが、依然として既婚女性であり、それゆえカヴァチャーの制限の下にあったのである。1853年には、別居証書についてのジョージのごまかしに対して法的救済を受けるすべは一切なかったので、キャロライン・ノートンは著書『19世紀の女性のためのイングランド法』（1854年）を内々で回覧した。同書は自分の行動を熱く弁護し、既婚女性の財産権に関する法の不当性を訴えるものであった。イングランドの司法の場で勝訴することができないのであれば、直接世論と歴史の審判に訴えかけようというのであった。

借家契約をしようとして、こう言われました。法的に「存在しない」のだから、私の署名では役に立たないのだと。…私は法的に「存在しない」のだから、遺言の作成などただの真似事だと知りました。…私は夫ノートンの〔別居〕条件を、別の条件も出

したのちに受け入れました…そして知ったのです。法的に「存在しない」のだから、私が署名したものが彼を拘束することはないのだと。

キャロライン・ノートンは、「一つ屋根の下」に暮らす場合には、夫婦が「一体である」とする法の扱いには何ら不満はないという。しかし別居した夫と妻に適用される場合には、結果は「不公平、不適切、不自然なものとなり、…社会不安や恥ずべき争いの種ばかりを生み出す」とした。ノートンのいうには、必要なのは「〔別居した妻には〕本来いるべき庇護者がいないのだから、法が庇護できるようにすることである。そして、直接訴えることのできる上級裁判所のようなものをつくり、そこで各事例の事情に基づいた結果を導き出し、この法の下で救済を行う」ことであった<sup>6</sup>。

キャロライン・ノートンは、女性が「庇護」を必要とする存在だと繰り返し述べている。「反抗の意図で書いているのではないのです。平等を求めるばかりの要求を掲げているわけではないのです。ただ庇護を求めているにすぎないのです。」キャロライン・ノートンには、「女性の権利」や両性の「平等」といった言葉は忌避すべきものであった。「私自身は（数多の方々と同様に）、神の存在を信じるのと同じように、男性の生来的優越性を信じております。…男性の優越性には議論の余地はありません。そして優越性には庇護が伴うべきなのです」<sup>7</sup>。このような個所があるため、批評家によってはノートンの女権拡張運動への貢献に否定的な者もいる。ノートンは、単に夫への依存を国家への依存に替えようとしたにすぎないというのである。しかしメアリ・プーヴェイが主張するように、公に訴えかけるという行為自体が、既婚女性には夫から独立した法的人格を主張することはできないとする法への根本的な異議申し立てであった。ノートンは自分自身を、「私的領域での不当な扱いに黙って耐える存在から、公的領域ではっきりと物申す代弁者へと変えた」のであった。さらに、既婚女性への「庇護」という表現を使って訴えを行ったとはいえ、ノートンはカヴァチャーの様々な不公平さを露にし、私的領域における不当な扱いというものが、精査して法を制定するに値する（それゆえ政治的）話題であると主張したのであった。自身の個人的な不幸を既存の法への批判に変容させたことで、「彼女は不公平さに歯止めがかからない私的領域と、男性によって法がつくられ施行される公的領域との境界を崩した」<sup>8</sup>のであった。また、ノートンが提唱した個々の手段は、子どもの監護権、裁判で証言する

<sup>6</sup> Caroline Norton, *English Laws for Women in the Nineteenth Century* (printed for private circulation, 1854), 161-68.

<sup>7</sup> *Ibid.* 2, 165.

<sup>8</sup> Mary Poovey, *Uneven Developments: The Ideological Work of Gender in Mid-Victorian England* (Chicago: University of Chicago Press, 1988), chap. 3.

能力、そして財産や契約の管理という点で既婚女性の法的権利を大幅に拡大しようとするものでもあったのである。【以上翻訳：山口みどり】

翌年ノートンは、イングランドで初めて民事離婚の手続きと理由を定める提出法案に対して、さらなる痛烈な非難の書を刊行した。『大法官クランワースの婚姻及び離婚法案に関する女王への書簡』（1855年）は、男性には姦通した妻との離婚を認めるが女性には、別居以外には、姦通した夫に対抗するいかなる手段も与えないような、提出法案の諸規定を標的にしたものだった。当該法がそのような女性に与えるであろうものは、ノートン曰く、ただ『女性にとっての離婚』——それは一人きりになることを認められることである。一人きりになるとは——すなわち、名ばかりの結婚である。この名目上の夫から庇護を受けることもなければ——家族の喜びも——真の家庭における日々の交わりも、全くない。」イングランドの法律家は、聖書中の言葉によって、次のように信じていた。即ち

「人 (MAN) が一人でいることは良くない。」<sup>1</sup> と。しかし女性にとってはすこぶる良いことなのだ。夫は姦通した妻と離婚してはならない、というのは酷だ！ 彼が「より純粋な関係」を築いてはならない、というのは酷だ！（彼には家庭の外にも仕事や職業があるが）家庭の幸せを得る2度目の機会が彼に再度与えられてはならない、ということは酷だ！しかし、…家庭を失うことで何もかもなくなった女性は、不毛な砂地で、この世の動かすことも乗り越えることもできない岩山の麓で、立ち尽くし朽ち果てよということも、劣らずに酷である。

そのような〔孤立無援状態の〕女性は、名ばかりの妻でいるより、「罪深き者として離婚される」方が良かったのに、と考へてもおかしくない。クランワースの法案がまさにそうなのだが、このような思考を生み出す法は全て、単に不公平というより、「悪しき、邪悪な法」であった。「男性たちに離婚の特権すなわち、婚姻は解除可能な契約であるという主張を放棄させるか——または、女性たちに耐え難き不正からのあの避難所を与えよう。女性たちは自分たちには後者が必要だと主張しているのだ。」<sup>9</sup>

なぜ男性たちは、男女を同一の行為基準の下に置く公平な離婚法を議会は制定すべきである、という考へに尻込みしたのだろうか。その理由の一部として、「男性たちは、自分たちの自由な快楽に制限をかけたくない」からだ、とノートンは断言した。男性たちは、婚姻外での性的な放縦を自らの権利と見なすまでになっていた。さらに、性の二重基準は単に、

<sup>9</sup> Caroline Norton, *A Letter to the Queen on Lord Chancellor Cranworth's Marriage and Divorce Bill* (London: Longman, Brown, Green & Longmans, 1855), 57-59.

いかなる性的な行動が男女に許容され得るかを規定するだけでなく、両性間の力関係を反映し、強化した。思慮深い男性たちが、当時の法律は「イングランドの不名誉だ」と認めた時ですら、個々の男性は「それらの法律の改正を容認することによって、女性に対する自らの権利の一部を放棄することになると恐れているようだ」<sup>10</sup>。1851年に、ハリエット・テイラー・ミルはなぜ女性は法的に男性に従属させられ続けているかを問い、「考えられる唯一の理由は、男性がそれを望んでいるからである。男性は自分自身の為、女性は男性の為に生きるべきである、というのが男性には好ましいのだ」と結論付けていた<sup>11</sup>。ノートンは、テイラーよりも女性の権利に関してははるかに保守的であったが、この点に関してはテイラーと同意見であり、そのような酷い性的服従を非難した。

『大法官克蘭ワースの婚姻及び離婚法案に関する女王への書簡』が出た1年後の1856年に、議会は後に1857年離婚法になる法案について議論し修正をした。その過程で、既婚女性が自らの財産を管理する権利の問題と、性の二重基準及び離婚の問題とは、不可分に結びつけられるようになった。しかし、これらの議論に先立つ数年間においては、既婚女性の財産に関する改革と離婚法改革の問題は、別個の問題として扱われていただけでなく、女性の権利とはほとんど関係ないと見なされていた。本章の残りの部分では、1850年代中盤における、既婚女性の財産及び離婚法の改革に対するとりわけフェミニスト的諸要求の出現と、それに対する議会の反応を追う。【以上翻訳：吉永圭】

### 既婚女性財産法の改正を目指す運動

キャロライン・ノートンが『19世紀の女性のためのイングランド法』を回覧したのと同じ1854年、イライザ・リン（後のリントン夫人）が、チャールズ・ディケンズの『ありふれた言葉』に、「私たちの法的擬制のひとつ」を寄稿した。ノートン夫妻の名前は出さなかったものの、リンは、彼女らの訴訟について詳細に記述し、既婚女性財産法の改正を強く訴えた。リンは、組織化された女権運動に反感を抱いており、女性が男性の仕事や政治の世界に入ることを嫌悪の目で見ていた<sup>12</sup>。しかし、ノートンと同じくリンは、既婚女性の財産に関する法律が妻たちを保護のない脆弱な立場においていると感じていた。既婚女性の財産権に関する彼女の訴えが求めていたのは、

<sup>10</sup> Norton, *Letter to the Queen*, 150-51.

<sup>11</sup> Harriet Taylor Mill, "Enfranchisement of Women," *Westminster Review* (July 1851), reprinted in *Essays on Sex Equality*, ed. Alice Rossi (Chicago: University of Chicago Press, 1970), 91-121.

<sup>12</sup> 1868年に出されたイライザ・リン・リントンの著名なエッセイ「今どきの女の子」は、中流階級の大半の女性が送っていた空虚で浅薄な生活を痛烈に非難するものだった。彼女はそのなかで女性たちに、自らの才能を発揮する可能性を拡大しようとせず、もう一度自らを家庭内の任務へと捧げるよう求めた。

女性としての義務からのばかげた逃避ではない。…騒然とした政治生活に女性を加わらせることでもないし、女性には進むことができないと自然の女神自身によって宣言されてきた仕事の道を開くことでもない。それは、本質的平等を大げさに主張することではなく、当たり前の正義なのである。すなわち、女性が妻として独立した人格を有し、母として自然により与えられた権利を有するものであることを承認し、自身の努力によって立派に生きていくことを認めることなのである。<sup>13</sup>

男女は異なった本性を有しており、異なった領域で生きるべきであるという自らの見解にリンはあくまでも執着していたが、それでも彼女の著作はノートンの場合と同様に、婚姻法の改革を求める人々にとって有益なものとなり、また彼女らに勇気を与えた。バーバラ・リー・スミスは、そのなかでも主要な人物であった。彼女の小著『女性に関する最重要のイングランド法——平易な言葉による解説』は、やはり同じく 1854 年に出版されたが、既婚女性の権利を支持する根拠を法の下での平等に対する各人の要求に置いた<sup>14</sup>。

バーバラ・リー・スミスは、ノリッジ選出の急進的国会議員であるベンジャミン・リー・スミスの娘だった。彼女の両親は 5 人の子どもを授かっていたが、生涯、結婚はしなかった。母親を亡くしたとき彼女はわずか 7 歳だったが、婚外子であることは少女時代の彼女を苦しめた（ベンジャミン一家は親戚の一部から「忌むべき家族」と呼ばれていた）<sup>15</sup>。ベンジャミンは子どもたちの母親の死後、一族が反対するなか、彼らを手元で育てた。彼はくじけることなく子どもたちと深く関わり、彼らを激励した。そして、子どもたちが 21 歳になったときから性別にかかわらず一人ひとりに毎年 300 ポンドの生涯年金を与えるよう、遺言を作成した。女性としては得がたいこうした収入が、バーバラ・リー・スミスに対して、当時の女性としては例外的な独立と保障を与えた。

リー・スミスは、キャロライン・ノートンの訴訟からだけでなく、アンナ・マーフィー・ジェームソンの味わった苦難からも影響を受けた。アンナ・マーフィーは 1794 年に生まれ、16 歳で住み込みの家庭教師となった。そして、31 歳となった 1825 年に、後にアッパーカナダの法務総裁となったロバート・ジェームソンと結婚した。この結婚は幸福なものではなく、1838 年に 2 人は別居した。ロバート・ジェームソンは妻に対して毎年十分な生活費を支給せず、1854 年の死亡時には何も残さなかった。それゆえ 1838 年以降、アンナ・ジェ

<sup>13</sup> Eliza Lynn, "One of Our Legal Fictions," *Household Words* 9 (April 1854): 260.

<sup>14</sup> Barbara Leigh Smith, *A Brief Summary in Plain English of the Most Important Laws of England Concerning Women* (London, 1854).

<sup>15</sup> Diana Mary Chase Worzala, "The Langham Place Circle: The Beginnings of the Organized Women's Movement in England, 1854-1870" (Ph.D. diss., University of Wisconsin, 1982), 60.

イムソンは、生涯、執筆活動によって自分自身と母親や妹たちの生活を支えたのであった<sup>16</sup>。

ジェイムソンはバーバラ・リー・スミスよりも一世代年上であり、リー・スミスの叔母であるジュリア・スミスの親友であった。実際、彼女は、リー・スミスやその友人であるベッシー・パークス、アデレード・プロクター、アンナ・メアリ・ハウイト、イライザ・フォックスのことを、自分の「血のつながっていない姪たち」<sup>17</sup>と呼んでいたほどである。ジェイムソンの個人的苦難という事例に加え、彼女の思想も、これらの若い女性たちによる初期の改革運動を形作った。ジェイムソンは、男女が非常に異なった能力や本性を有しており、女性は男性よりも家庭的でおとなしく、献身的で道徳的だと信じていたものの、「ある種の仕事は皆でなすべきものとして定められている」と考えていた。男女の本性が異なっているからこそ、「労働による結合体」のなかで一緒に働くことによるのみ、男性の合理性が女性の優しさと結びつき、組織や社会政策は適正なものとなるであろうというのである。ここには女性の本性に関する保守的な観念が組み込まれているが、ジェイムソンが導き出した結論は驚くべきものだった。彼女は、女性が学校や救貧院、病院、矯正施設、刑務所で雇用されるべきだと主張したのである。女性は生の過酷な現実から大切に保護する必要があるという考えは、〔彼女にとって〕過去のものであった。ジェイムソンは、女性にはその特殊な本性ゆえに家庭だけがふさわしいという考えを、女性の社会進出を求める道徳的命令へと変換したのである<sup>18</sup>。【以上翻訳：石山文彦】

しかしながら、女性の仕事は単に慈善活動の別形態として考えられてはならなかった。働くこと、お金を稼ぐこと、自分の労働の産物を所有することは、女性の権利であった。

道徳的にいえば、神が女性に与えたあらゆる能力、すなわち神を称えるために改善し使用すべき能力を自由にかつ完全に発展させる権利が、女性にはある。社会的にいえば、平等な諸法の定める保護を受ける権利が、女性にはある。それは、自分の手でよきものを生み出す権利であり、自分の力に適した労働を選ぶ…そして必要なら、労働により生きていく、あるいは自分が選ぶなら労働により他の者に利益を与える権利である。これらは女性の権利であり、男性の権利以上のものでも以下のものでもない。<sup>19</sup>

自らの労働の産物を所有する権利は、イライザ・リンと同様ジェイムソンにとっては自明

<sup>16</sup> *Ibid.*, 74-78.

<sup>17</sup> Sheila R. Herstein, *A Mid-Victorian Feminist, Barbara Leigh Smith Bodichon* (New Haven: Yale University Press, 1985), 71

<sup>18</sup> 「道徳的命令」との理解については、Worzala, "The Langham Place Circle," 107 を参考にした。

<sup>19</sup> Anna Murphy Jameson, *Sisters of Charity and the Communion of Labour* (London, 1859), 78.

のことと思えた。

バーバラ・リー・スミスは、ジェイムソンやノートンが経験した困難や不正義が既婚女性に降りかかり続けることが決してないようにするべく、計画的な法改革運動を始めた。法の改変を議会に持ちかけるという考えはリー・スミスが思いついたものであり、大半のヴィクトリア期の女性以上には思いもよらなかったことであろう。彼女の父親がよく家に招いていた仕事仲間の中には、1839年未成年者監護法案の議会通過に尽力したサージャント (serjeant-at-law) のトマス・タルフォードがいた。彼以外に、バーミンガム市の裁判官 (Recorder) <sup>11</sup> となったことがあり、ブリストル地区の破産委員であったマシュー・ダベンポート・ヒルがいた。

リー・スミスは、『女性に関する最重要のイングランド法』執筆時、友人のヒルに法の細かい点について教えを請うていた。リー・スミスがこのパンフレットで用いた表現技法は、被った被害について非常に個人的なことを熱を込めて詳しく説明するノートンのやり方とは全く異なっていた。女性の境遇に関わる諸法についての法律文献の伝統的な表題項目——独身女性、既婚女性、母親としての女性、未亡人、女性と犯罪——を用いて、リー・スミスは女性の財産に関係する諸法を、簡潔かつ平易な言葉で説明した。既婚女性の法的無能力についてこのように単純に列挙して積み上げたことによる効果は絶大であった。このパンフレットは2、3ペンスで売られ、幅広く読まれた。第二版は1856年に、第三版は1869年に刊行された。19世紀末頃に書かれた論文で、ベッシー・パークスは、リー・スミスの『女性に関する最重要のイングランド法——平易な言葉による解説』を振り返り、このパンフレットが「そもそもの発端となってやがて法の全体構造を変えることとなった」<sup>20</sup> と評した。

パンフレット執筆の他さらにリー・スミスは、既婚女性に関わる財産法の改正を議会に求める請願書を作成しそれを広めることを目的として、ベッシー・パークスとメアリ・ハウイトをメンバーに入れた小規模な委員会を組織した。この小委員会は、ランガム・プレイス・サークルとして知られることになるものの中心であって、女性の教育と雇用の機会を促進することに主に関心をもつ友人知人の集団であった。請願書の記述をみると、〔この小委員会、すなわち〕既婚女性財産権委員会が女性の権利についていかなる議論を重要であり、説得力あるとみなしたかがわかる。

庶民院に対して、女性の経済的な窮状を考慮に入れ、「庶民院の英知をもって適切な救済策を探る」ことを求めるにあたり、請願者たちは、上流階級、中流階級、労働者階級、そ

<sup>20</sup> Bessie Rayner Parkes, "Barbara Leigh Smith Bodichon," *Englishwomen's Review* 210 (July 1891): 146.

れぞれ階級の女性たちを悩ます不平不満の種とみなしたものを列挙した。上流階級と中流階級の女性たちにとって、財産の問題は「どちらかといえば理論上の」ものと考えられていたかもしれないが、実際にはそうではなかった。「というのは、教育を受けた既婚女性は、家族収入を増やすために、文学と芸術の分野の至る所に進出して努力しているからである。」婚姻継承財産設定とエクイティ裁判所への訴えはこれらの女性の助けとなったが、裁判所はときおり公正さを欠き、しかも「法的技法は根本的に不正な法を取り繕うばかりで、うまく働かない」。下層階級の女性たちにとって、婚姻継承財産設定もエクイティ訴訟も問題外であった。工業地区では、既婚女性の雇用が普及していた。その当時の法は、彼女らだけでなく、「多様な少年犯罪に溢れた、街からの誘惑」に駆られかねない子どもたちにとってもつらく苦しいものとなっていた。さらに、請願者たちは（労働者階級の男性たちのステレオタイプを利用して）、「労働者階級の男性たちの教育や彼らの習性からは、妻を配慮することについて何の道義的な保証ももたらされない。」と述べた。もしかしたら後からの思いつきで議会内の味方たちに訴えかけることを意図したのかもしれないが、夫たちもまた、「男性が唯一お金を得る主であった」時代の遺物である法によって、妻の債務の責任を負わされて苦しんでいると、彼女たちは付け加えた。彼女たちは結論として、他の諸国は近代世界の性質の変化を認め、それに法をあわせてきたと指摘し、ゆえに議会にイングランドも同様にするよう願い求めた<sup>21</sup>。1856年初頭には、請願書はロンドンにおいて3千以上の、そして国全体で約2万6千の署名を集めた<sup>22</sup>。同年3月、請願書は議会の両院に付託された。【以上翻訳：河野良継】

この既婚女性財産権委員会の要求とキャロライン・ノートンの要求の間には、重大な違いがあった。ノートンの表現方法は、女性と男性は、「別々の領域」で生きているという考え方を受け入れ、まさにこれを利用したのである。妻を庇護することがすべての夫の義務なので、彼女を庇護することは、ジョージ・ノートンの義務であった。彼女は、独立の法的な人格の承認を、権利としてではなく、扶養義務に違反した夫に対する救済措置として

<sup>21</sup> "Petition for Reform of the Married Women's Property Law Presented to Parliament 14 March 1856," は、Holcombe, *Wives and Property*, 237-38 に転載されている。

<sup>22</sup> メアリ・ハウイトはロンドンの請願運動の長であったが、それぞれの請願書とともに回覧されていた24人の署名人の一覧表の冒頭に、高名で尊敬を集めていた女性たちの名前を配置するよう心がけていた。署名人の大半は作家であり、エリザベス・バレット・ブラウニング、エリザベス・ギヤスケル、アンナ・ジェイムソン、ハリエット・マーティノー、メアリ・カウデン・クラーク、ジェイン・ウェブ・ラウドン、ジェイン・カーライル、ジェラルディン・ジュズベリーが名を連ねた。（ジョージ・エリオットとして知られていたマリアン・エヴァンズも請願書に署名をしたが、1854年にジョージ・ヘンリ・ルイスと同棲し始めたため、前の方には配置されなかった。）ヘンリ・メイナード子爵の娘であるジュリア・メイナードだけが上の家柄であったが、彼女は他のフェミニスト運動には全く参加していなかった。この一覧表に女性作家たちが多数を占めていたことは、19世紀中頃文筆業は女性に開かれていた数少ない職業の一つであったという事実を反映していた。Holcombe, *Wives and Property*, 85, 70 を参照せよ。

要求した。対照的に、既婚女性財産権委員会は、既婚女性が、他のすべての成人と同様に、彼女たち自身の財産および自らの労働の成果について奪うことのできない権利を有していると主張した。カヴァチャーは、単に、夫と妻が別居している例外的な場合に困難な状況をもたらすだけではなく、それ自体が、「根本的に不正」であるとした。ノートンは、主張を正当化するために男性と女性の違いを訴えた。一方、既婚女性財産権委員会は、既婚、未婚を問わず、男性および女性に、財産保有に関する根本的かつ平等な権利を、国が認めるよう主張した。

リー・スミスのパンフレットと既婚女性財産権委員会の請願書は、大きな衝撃を与えた。それは、コモンローが既婚女性の財産権に影響を与えていたので、これを改正すべきであるとする同様の運動がフェミニスト団体以外にも存在していたおかげでもあった。法律改革協会（LAS）は、広く多様な改革を推進するために、1844年にブルーム卿によって設立された組織であるが、1851年に、コモンロー裁判所とエクイティ裁判所の統合を正式に提言した。それは、二つの領域を管轄し、しばしば相矛盾する別個の法体系を運用している二つの裁判所の存在から生じる混乱と法的な複雑さをなくすためであった。（25年後、世論の力でイギリス法は1873年裁判所法を通じて再構築されることとなったが、LASは、この世論を喚起した主だった機関の一つであった。裁判所法は、法の運用に際して、コモンローとエクイティの規定間に衝突が生じる場合には、エクイティの規定が優先すると定めた。）1854年、キャロライン・ノートン著『19世紀における女性に関するイギリス法』やその他の女性と法律に関する著書の書評において、LASの機関誌は、コモンローとエクイティ間の衝突から生じる混乱と不公正の例として、既婚女性の財産に関する法を挙げていた<sup>23</sup>。LASは、既婚女性は、エクイティの下では、その資産が特有財産として設定されている場合には財産権を有することができるにもかかわらず、コモンローの下では、財産権を有することを禁じられていることに異議を唱えた。

自由党議員、LASのメンバー、リー・スミス一家と友人でもある、リチャード・モンクトン・ミルンズは、バーバラ・リー・スミスのパンフレットをLSAに設置された個人に関する法制委員会（Personal Laws Committee）に提出して、既婚女性の財産を規制しているコモンローの規定を廃止すべきであるという委員会の主張を支える手助けをした<sup>24</sup>。1856年の春、法律改革協会は、「既婚女性の財産権に関する法律についての個人に関する法制委員会の報告書」を発行し、すべての既婚女性に、財産および契約に関して、*feme sole*の地位

<sup>23</sup> "The Laws Relating to Women," *The Law Review* 20 (1854): 18-21

<sup>24</sup> リチャード・モンクトン・ミルンズは、最初は庶民院で、1863年以降は貴族院でホートン男爵として、フェミニストの最も誠実な支持者たる議員の一人と知られることとなった。ミルンズは、政府高官にはならなかったが、工場法および若い犯罪者のための教護院の設立のために議会において精力的に活動した。彼は、1849

を与える法律の制定を目指す運動に乗り出した<sup>25</sup>。1856年5月31日、協会は、法の下での女性の地位に関する公開討論会を開催した。この会議は、コモンローとエクイティの衝突を排除するという以前からの努力を引き継いで、既婚女性の財産に関するコモンローの原則を糾弾する決議を満場一致で採択し、特有財産を認めるエクイティ上の考え方を支持した。

【以上翻訳：白石裕子】

この間、既婚女性の財産権に関する請願が、貴族院へはブルーム卿から、庶民院へはサー・トーマス・アースキン・ペリーから上程されていた<sup>26</sup>。ペリーはまた、既婚女性の財産権に関するコモンローの規則を非難する、法律改革協会（LAS）の決議案を庶民院へ上程していた。翌年この問題を取り上げるとの政府からの確約をとりつけて、ペリーは決議案を撤回することに同意した<sup>27</sup>。

ブルーム卿とペリーが既婚女性の財産権問題を議会に提起したころとほぼ同時期に、貴族院は民事の離婚裁判所を創設する法案を審議していた。この時点までは、二つの案件は全く独立したものと認識されてきたし、そのように扱われてきたが、1856年春から1857年の間には既婚女性の財産権と離婚法改革の問題が、分かつことのできないほど結びついていった。議会が行ったこと——および議会が行うことを拒否したこと——の重要性を理解するためには、離婚法案の歴史を追跡する必要がある。【以上翻訳：苑原俊明】

i 創世記第2章第18節。

ii 中世イングランドおよびウェールズの都市や自治区は、中央の国王裁判制度から独立した裁判所を有しており、その裁判を担っていたのが市裁判官（Recorder）であった。市裁判官は非常勤職で、バリスタから選ばれるのが通例であった。なお、1971年裁判所法により裁判所制度が整理された結果、市裁判官は、現在では刑事法院または県裁判所における非常勤の巡回裁判官（Circuit Judge）のことを指すようになっている。

年に、リー・スミスのいとこであるフローレンス・ナイティンゲールに結婚を申し込んだ（彼女がクリミアにおける働き振りによって有名になる以前であった）。ナイティンゲールは、彼のことを「敬愛する男性である」と認めてはいたが、彼と結婚しようとはしなかった。より広い領域での人道的活動を望むときに、継続的な家庭内の義務に閉じ込められることを怖れたからであった。Forster, *Significant Sisters*, 104-5 参照。

<sup>25</sup> Law Amendment Society, *Report of the Personal Laws Committee... on the Laws Relating to the Property of Married Women* (London, 1856). 法律改革協会の報告書に関しては、Caroline Cornwallis, "The Property of Married Women," *Westminster Review* 66 (1856): 331-60 参照。

<sup>26</sup> 3 Hansard 141 (14 March 1856), 120. ブルーム卿は、1830年から1834年まで大法官を務め、法律家および法改革者としての長年の目覚しい経歴の保持者であった。1832年選挙制度改革法の貴族院通過を導き、また奴隷廃止の闘いの前面で活躍した。1844年に法律改革協会を設立し、1858年に英国社会科学振興協会が設立されたときから死去するまで、同協会の会長を務めた。既婚女性の財産権・離婚法についての議会での討議の際に彼が女性の権利を擁護したことは、彼が生涯を通じて法的な平等という原則に献身してきたことと一致していた。サー・トーマス・アースキン・ペリーは、1832年選挙制度改革法の強力な支持者であった。長年法律の判例報告を行ったのちに、1840年から1852年までボンベイの最高裁判所の判事を務めた。彼は1854年から1859年まで英国議員を務めた後、議員を辞してインド参事会のメンバーを務めた (*Dictionary of National Biography*)。

<sup>27</sup> 3 Hansard 142 (10 June 1856), 1284.